

○ 提出事件

予 算 案 4 件

決 算 認 定 1 0 件

条 例 案 8 件

単 行 案 4 件

報 告 1 0 件

以 上 3 6 件

9月市議会定例会議案概要説明書

〔 条 例 案 〕

議案第105号 豊橋市議会議員及び豊橋市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(選挙管理委員会)

公職選挙法施行令の一部改正（令和7年政令第200号。令和7年6月4日公布）により、国政選挙における選挙公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことに準じ、選挙運動用のポスター及びビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、現行条例の一部を改正するもの

○ 公営に要する経費に係る限度額

ポスター及びビラの作成

	選挙運動用ポスター（※）		選挙運動用ビラ
	算定基準額	固定額	単 価
改正後	30円73銭	609,690円	@8円38銭
改正前	28円35銭	586,905円	@7円73銭

※条例に規定する計算式により、作成単価は、1,183円

(公布の日から施行)

議案第106号 豊橋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(人事課)

子育て部分休暇を拡充するほか、所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

1 子育て部分休暇の拡充

改正後	改正前
第1号子育て部分休暇 1日につき2時間を超えない範囲内での取得	1日につき2時間を超えない範囲内で勤務時間の始め又は終わりに接続して取得
第2号子育て部分休暇 1年につき77.5時間を超えない範囲内での取得	

2 育児又は介護を行う職員の勤務時間の割振りの特例

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務について、勤務時間の割振りの特例として規定する。

3 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置

妊娠、出産等について申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度（出生時両立支援制度・育児期両立支援制度）等の周知や、職員の意向を確認するための措置を講じることを義務化

(令和7年10月1日から施行)

議案第107号 豊橋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(人事課)

部分休業制度を拡充するため、現行条例の一部を改正するもの

改正後	改正前
第1号部分休業 1日につき2時間を超えない範囲内での取得	1日につき2時間を超えない範囲内で勤務時間の始め又は終わりに接続して取得
第2号部分休業 1年につき77.5時間を超えない範囲内での取得	

(令和7年10月1日から施行)

豊橋市吏員退隠料退職給与金遺族扶助料条例及び豊橋市職員共済組合条例に基づく支給対象者が存在しなくなったことに伴い、関係条例を廃止する。

(廃止する条例)

- ・ 豊橋市吏員退隠料退職給与金遺族扶助料条例
- ・ 豊橋市職員共済組合条例
- ・ 有給吏員在職年数通算ニ関スル特例条例
- ・ 昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた退隠料、遺族扶助料の特別措置に関する条例
- ・ 町村の編入合併に伴う職員在職年数等通算に関する条例
- ・ 村の一部区域編入に伴う職員在職年数等通算に関する条例
- ・ 昭和23年6月30日以前に給与事由の生じた退隠料及び遺族扶助料の年額改定に関する条例
- ・ 豊橋市職員共済組合条例による年金受給者の年金の額の改定に関する条例
- ・ 昭和42年度以後における豊橋市職員共済組合条例による年金受給者の年金の額の改定に関する条例
- ・ 豊橋市における平成元年4月から同年7月までの昭和42年度以後における豊橋市職員共済組合条例による年金受給者の年金の額の改定に関する条例の規定による遺族年金に係る加算額の改定に関する条例
- ・ 豊橋市における平成元年4月分から同年7月分までの遺族扶助料に係る加算の年額の特例に関する条例
- ・ 平成9年度以後における豊橋市吏員退隠料退職給与金遺族扶助料条例等の規定による年金の額の改定に関する条例

(公布の日から施行)

議案第109号 豊橋市多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア基金条例

(スポーツ施設再編室)

寄附金を原資として多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリアに要する経費の財源に充てるため、地方自治法第241条の規定に基づき新たに条例を制定するもの

(公布の日から施行)

議案第110号 豊橋市立学校授業料等条例の一部を改正する条例

(教育政策課)

豊橋市立学校の授業料及び入学検定手数料の適正化を図るほか、所要の改正をするため、現行条例の一部を改正するもの

○授業料及び入学検定手数料の適正化

(単位：円)

	区分	単位	改正後	改正前
豊橋市立豊橋 高等学校	授業料	1人年額	32,400	24,000
	入学検定手数料	1人	据置き	950
豊橋市立家政 高等専修学校	授業料	1人年額	72,000	60,000
	入学検定手数料	1人	2,000	1,600

(令和8年4月1日から施行)

議案第111号 豊橋市地域福祉センター条例の一部を改正する条例

(福祉政策課)

土地区画整理事業による町の区域の設定に伴い、豊橋市牟呂地域福祉センターの位置の表示を変更するため、現行条例の一部を改正するもの

○牟呂地域福祉センターの位置

改正後	改正前
豊橋市牟呂内田町18番地の1	豊橋市牟呂町字内田22番地の2

(豊橋牟呂坂津土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行)

議案第112号 豊橋市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(経営課・営業課)

災害その他非常の場合において、他の市町村長等が指定をした者が給水装置工事及び排水設備等の新設工事等を行うことができることとするため、現行条例の一部を改正するもの

○関係条例

- ・豊橋市水道事業給水条例
- ・豊橋市下水道条例
- ・豊橋市地域下水道条例

(公布の日から施行)

〔 単 行 案 〕

議案第 1 1 3 号

工事請負契約締結について

(契約検査課・教育政策課)

1 工 事 名 岩田小学校中校舎長寿命化改良工事

2 工 事 内 容 ・鉄筋コンクリート造3階建

延べ床面積 2, 6 4 6 m² (改修部分)

区 分	室 名
1 階	普通教室(5)、理科室、理科準備室、倉庫、多目的便所、便所
2 階	普通教室(6)、図工室、図工準備室、特活室、便所
3 階	普通教室(5)、音楽室(2)、音楽準備室、便所

・内部改修 一式

・外部改修 一式

3 落札年月日 令和7年6月23日

4 契約価格 434, 500, 000円

(予定価格 448, 690, 000円)

落札率 96.8%

5 請負人 (株)藤城工務店

6 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式) (応札1社)

議案第114号

工事請負契約締結について

(契約検査課・教育政策課)

- 1 工 事 名 南稜中学校南校舎長寿命化改良工事
 2 工 事 内 容 ・鉄筋コンクリート造3階建

延べ床面積 2,623㎡(改修部分)

区 分	室 名
1階	校長室、職員室、保健室、放送室、録音室、印刷室、理科室、理科準備室、事務室、談話室、倉庫、配膳室、多目的便所、職員便所
2階	普通教室(3)、教育相談室(2)、図書室、図書準備室、特活室、配膳室、便所
3階	普通教室(5)、コンピュータ室、特活室(2)、配膳室、便所
屋上階	機械室

- ・内部改修 一式
- ・外部改修 一式

- 3 落札年月日 令和7年7月30日
 4 契約価格 467,500,000円
 (予定価格 471,130,000円)
 落札率 99.2%
 5 請負人 (株)豊田組
 6 契約方法 一般競争入札(総合評価落札方式) (応札1社)

議案第115号

物品購入契約締結について

(契約検査課・河川課)

- | | | |
|---|-------|----------------|
| 1 | 物 品 名 | 河川等ライブカメラシステム |
| 2 | 数 量 | 一式 |
| 3 | 落札年月日 | 令和7年6月30日 |
| 4 | 契約価格 | 24,156,000円 |
| 5 | 購 入 先 | 愛知時計電機(株)名古屋支店 |
| 6 | 契約方法 | 一般競争入札(応札2社) |

議案第116号

物品購入契約締結について

(契約検査課・総務課)

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 物 品 名 | 小型動力ポンプ付積載車 |
| 2 | 数 量 | 2台 |
| 3 | 落札年月日 | 令和7年7月7日 |
| 4 | 契約価格 | 20,999,740円 |
| 5 | 購 入 先 | 平和機械(株) |
| 6 | 契約方法 | 一般競争入札(応札1社) |

[報 告]

報告第28号 令和6年度豊橋市内部統制評価報告書について

(行政課)

地方自治法第150条第6項の規定により、内部統制に関する評価報告書を議会へ提出するもの

1 整備及び運用に関する事項

本市は、令和2年4月1日に「豊橋市内部統制基本方針」を策定し、財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っている。

2 評価手続

令和6年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、国のガイドラインに基づき内部統制の評価を実施した。

3 評価結果

全庁的な内部統制は評価基準日において有効に整備され、かつ、運用されていたが、業務レベルの内部統制は有効に整備されているものの、運用上の重大な不備を把握したことから、本市の内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断した。

4 不備の是正に関する事項

運用上の重大な不備1件について、必要な対応策を講じた。

報告第29号 出資法人の経営状況について

(行政課)

地方自治法第243条の3第2項の規定により、出資法人の経営状況について議会に報告するもの

法人名	出資比率
豊橋市土地開発公社	100.0%
(公財) 豊橋市国際交流協会	99.0%
(公財) 豊橋市学校給食協会	83.3%
(株) 道の駅とよはし	65.0%
(公財) 豊橋みどりの協会	62.8%
(公財) 豊橋文化振興財団	51.2%
(株) 東三河食肉流通センター	37.6%
(公財) 豊橋市スポーツ協会	37.3%
豊橋駐車場(株)	34.9%
穂の国とよはし電力(株)	33.4%
三河港コンテナターミナル(株)	33.3%
豊橋ステーションビル(株)	25.0%
(株) 豊橋まちなか活性化センター	25.0%

報告第30号 専決処分の報告について

(契約検査課・生活衛生課・道路建設課・教育政策課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている変更契約の締結について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和7年6月26日
(2) 変更する議決 令和6年第66号議決
工事請負契約締結について(動物愛護センター(仮称)建設等工事)

(3) 変更内容

契約価格	変更前	502,700,000円
	変更後	504,918,700円
	差引き	2,218,700円

・建具の仕様の変更等のため

- 2 (1) 専決年月日 令和7年7月14日
(2) 変更する議決 令和6年第3号議決
工事請負契約締結について(豊橋新城スマートIC(仮称)橋梁下部工事1)

(3) 変更内容

契約価格	変更前	255,871,000円(※)
	変更後	263,951,600円
	差引き	8,080,600円

・労務費及び諸経費の補正分を追加する変更のため

(※) 令和7年報告第9号(1)(専決処分の報告について)において、変更した後の価格

- 3 (1) 専決年月日 令和7年7月24日
 (2) 変更する議決 令和5年第116号議決
 工事請負契約締結について（東部中学校校舎長寿命化改良工
 事）

(3) 変更内容

契約価格	変更前	932,269,800円(※)
	変更後	935,940,500円
	差引き	3,670,700円

・エレベーターの改修の仕様の変更等のため

(※) 令和7年報告第7号(2)(専決処分の報告について)において、変更
 した後の価格

- 4 (1) 専決年月日 令和7年7月24日
 (2) 変更する議決 令和6年第40号議決
 工事請負契約締結について（豊橋市立高等学校校舎長寿命化
 改良工事）

(3) 変更内容

契約価格	変更前	907,143,600円(※)
	変更後	920,109,300円
	差引き	12,965,700円

・スチールパーテーション等の建具の形状の変更等のため

(※) 令和7年報告第1号(専決処分の報告について)において、変更した
 後の価格

- 5 (1) 専決年月日 令和7年7月24日
 (2) 変更する議決 令和6年第41号議決
 工事請負契約締結について（豊橋市立高等学校校舎長寿命化
 改良に伴う管工事）

(3) 変更内容

契約価格	変更前	159,500,000円
	変更後	164,154,100円
	差引き	4,654,100円

・エアコンの配線の撤去及び復旧を追加する変更等のため

- 6 (1) 専決年月日 令和7年8月4日
- (2) 変更する議決 令和5年第117号議決
工事請負契約締結について（東部中学校校舎長寿命化改良に伴う管工事）
- (3) 変更内容

契約価格	変更前	308,872,300円(※)
	変更後	322,973,200円
	差引き	14,100,900円

・受水槽の仕様の変更等のため

(※) 令和7年報告第7号(3)(専決処分の報告について)において、変更した後の価格

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている市営住宅の家賃等の支払及び明渡しに係る訴えの提起について、同条第2項の規定により報告するもの

市営住宅の家賃等の支払及び明渡し

専決年月日	令和7年7月25日
明渡しを求める市営住宅	柳原住宅
事件の概要	<p>相手方は、市からの再三にわたる支払の催告にもかかわらず、多額の市営住宅の家賃、附帯設備光熱水費及び駐車場使用料を滞納しているため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃、滞納附帯設備光熱水費、滞納駐車場使用料、修繕費用及び賃貸借契約解除後の使用損害金の支払を求める訴えを名古屋地方裁判所豊橋支部へ提起したものである。</p> <p>(専決処分時の滞納状況)</p> <p>滞納月数 8月分(家賃) 8月分(附帯設備光熱水費) 5月分(駐車場使用料)</p>

報告第32号 専決処分の報告について

(資源化センター・公園緑地課・学校教育課・土木管理課)

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により、市長の専決処分事項となっている1件100万円以内の次の損害賠償について、同条第2項の規定により報告するもの

- 1 (1) 専決年月日 令和7年6月30日
(2) 損害賠償の額 64,284円
(3) 事故の概況 令和7年2月17日午前10時5分頃、資源化センター計量棟内において、本市職員(環境部資源化センター)が相手方所有の軽貨物自動車を誘導して後退させたところ、当該車両をゲートバーに接触させ、相手方車両を損傷させたもの
(豊橋市過失割合 50%)

- 2 (1) 専決年月日 令和7年7月3日
(2) 損害賠償の額 55,000円
(3) 事故の概況 令和7年6月11日、東上紫雲庵池公園内の樹木が、相手方所有の隣地のフェンスに絡みつき、当該フェンスを損傷させたもの
(豊橋市過失割合 100%)

- 3 (1) 専決年月日 令和7年7月7日
(2) 損害賠償の額 1,000,000円
(3) 訴訟の経過等 相手方は、平成26年4月から赴任した勤務校において、職場環境等による継続的な精神的負荷により健康状態に支障をきたし、うつ病を発症したのは、豊橋市教育委員会の安全配慮義務違反等が原因であるとして、本市を相手に損害賠償を求め、令和5年10月5日、名古屋地方裁判所豊橋支部へ提訴した。令和7年4月9日に同裁判所から和解案が提示され、これを基に協議をした結果、上記賠償額で和解することで合意したもの

- 4 (1) 専決年月日 令和7年7月7日
- (2) 損害賠償の額 6,050円
- (3) 事故の概況 令和7年5月9日午前9時25分頃、豊橋市大岩町字前荒田192番3地先の市道上において、相手方所有の軽乗用自動車が走行中、道路のくぼみに落ち、相手方車両が損傷したもの
(豊橋市過失割合 50%)